

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分の使途について

平成26年4月1日からの消費税率の引上げに伴い、地方消費税として都道府県分が1%から1.7%に改められ、さらに令和元年10月1日からは、1.7%から2.2%に改められました。この都道府県分のうち、2分の1相当分が人口等に基づき市町村に交付されます。令和5年度における地方消費税交付金の歳入決算額のうち、増税に伴う分は44億1,927万円で、その使途は以下のとおりです。

目的別	主な事業の内容	一般財源額	充当した交付金の額
社会福祉・ 少子化対策	障害福祉サービス費、障害福祉サービス事業運営費、後期高齢者医療推進事業費等	39億8,532万円	11億9,071万円
	子ども医療費助成事業費、公立保育所運営事業費等	43億3,118万円	12億9,404万円
	生活保護事業費	15億8,490万円	4億7,353万円
保険制度	各保険事業特別会計繰出金	47億8,870万円	14億3,074万円
保健衛生	感染症医療療養費事業費、小児慢性特定疾病対策事業費	1億 125万円	3,025万円
合 計		147億9,134万円	44億1,927万円

* 金額は各会計の千円単位を四捨五入し、万円単位としています。
そのため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。